

深谷市誕生２０周年記念公式ロゴマーク使用取扱規程

（趣旨）

第１条 この規程は、深谷市誕生２０周年記念公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第２条 何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- （１）深谷市（以下「市」という。）及び渋沢栄一の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- （２）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれのあるとき。
- （３）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （４）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （５）その他、その使用が著しく不適当であるとき。

（使用届出）

第３条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ電子申請にて、深谷市長（以下「市長」という。）に届出することでロゴマークを使用することができる。ただし、商品を除く次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- （１）市が主催するイベント、事業等で使用するとき。
- （２）国及び地方自治体が広報の目的で使用するとき。
- （３）教育機関が教育目的で使用するとき。
- （４）新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- （５）個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- （６）その他、市長が適当と認めたとき。

（使用料）

第４条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）使用できるロゴマークは、深谷市ホームページ内にある「深谷市誕生２０周年公式ロゴマーク」に定めたものとする。
- （２）ロゴマークは、原則、改変して使用することはできない。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りではない。
- （３）使用者は、届け出た内容を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （４）ロゴマークの著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、市に帰属することを承知すること。
- （５）その他各種の法令を遵守するものとする。

（利用の非独占性等）

第６条 この規定による届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、使用者又は完成した物件等について市が推奨、もしくは品質保証を行うものではない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 使用者が、第3条および第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときには、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行う。その場合、ロゴマーク等を使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 前項の規定の取扱いにより、使用者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

(責任の制限)

第8条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

(情報の公開)

第9条 市長は、ロゴマークの適正な管理と多くの使用を図る観点から、届出書の内容等の情報を公開することができる。

(業務委託)

第10条 市長は、この規程に関する業務を外部に委託することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱い等に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年2月1日より施行する。

(この規定の失効)

この規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。